

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の、調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年1月1日～令和4年12月31日
2. 計画内容

対策	計画期間	対策
<p>【行動計画1-(2)ア】</p> <p>所定外労働の削減のための措置の実施</p>	<p>令和2年1月～令和3年6月</p>	<p>令和2年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の現状やワークライフバランスについて実態調査を行い、現状分析を行う。 <p>令和2年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等で、所定外労働の原因を追求する。 ・管理職を対象とした意識改革のための研修を行う。 <p>令和2年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働の削減、仕事の効率化に関する資料を作成し、全従業員に周知する。 ・管理職は従業員に対し、終業時刻の退社を促すことを徹底させる。 <p>令和2年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたり、毎月の所定外労働時間の目標を立てる。 ・所定外労働時間の実績を掲示し、意識啓発を行う。 <p>令和3年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組後の従業員の労働時間を把握するため、実態調査を行う。 ・ミーティング等で、所定外労働が発生する要因を再追求する。 <p>令和3年3月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時、所定外労働の原因追求、削減を実施する。
<p>【行動計画1-(1)イ】</p> <p>男性の子育て目的の休暇の取得促進</p>	<p>令和3年7月～令和4年12月</p>	<p>令和3年7月～9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務体制の見直し及び相談窓口の検討を開始する。 <p>令和3年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職及び相談窓口担当者に向けて研修を実施する。 ・子育て中の従業員の現状を把握し、面談を行う。 ・男性の子育て目的の休暇の取得に際し、労務管理体制を整える。 <p>令和3年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等で、全従業員に制度内容を周知する。 ・全従業員に子育て中の従業員への育児に対する理解の促進を行う。 ・対象者については個別に案内を行う。 <p>令和3年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者について、随時取組を実施する。